

【速報】未控除仕入増値税額の還付について

中国の増値税の制度上、原則として、中国外に製品等を輸出する場合以外には増値税の還付は認められていません。この点に関して、2018年6月28日付で財政部税務総局より発表された通知により、一定の条件を満たす増値税課税業者に対して、2017年12月31日を基準日として、基準日現在存在していた未控除仕入増値税額の全部もしくは一部の還付が認められることとされました。今回は、この通知の内容について説明します。

1. 増値税の課税と仕入増値税額の関係

増値税の課税業者は“一般納税人”と“小規模納税人”に分かれます。この内、“一般納税人”は、毎月、当月の売上等の状況に基づき計算される増値税額（売上増値税額）から自社が取引先から発行を受けた増値税専用インボイス（増値税専用発票）、貨物の輸入通関時に税関から発行された増値税納税証明等を基礎として計算される控除可能仕入増値税額を差し引いた金額について、税務局に申告、及び納税が必要となります。

■増値税申告における増値税納税額の計算方法（簡略）

$$\text{【増値税納税額】} = \text{【売上増値税額】} - \text{【控除可能仕入増値税額】} (\text{※1})$$

(※1) 当月中に仕入税額認証手続が行われた増値税仕入税額から、納税調整を行った後の金額となります。

上記計算式において【増値税納税額】がマイナスとなる場合、当該マイナス金額は“未控除仕入税額”として翌月以降の【控除可能仕入増値税額】に加算されます。日本を含めた諸外国では、“未控除仕入税額”の還付を受けることができる制度となっている場合がありますが、現在の中国の増値税の制度上は、輸出取引に伴う増値税の還付制度を除いて、この“未控除仕入税額”の還付を受けることはできません。

2. 今回の通知の内容

今回の通知では、上記のとおり原則として還付を受けることができない“未控除仕入税額”について、一定の条件を満たす場合において、2017年12月31日を基準日として、基準日現在存在していた“未控除仕入税額”の全部もしくは一部の還付が認められることとなります。

■“未控除仕入税額”の還付を受けられる条件

- 設備製造等の先進製造業、もしくは研究開発等の現代サービス業を営む企業
- 納税信用等级がAまたはBであること

還付金額は、還付申請を行う月の前月末における“未控除仕入税額”に“還付比率”を乗じて算出された金額とされますが、上記のとおり2017年12月31日現在の“未控除仕入税額”を越えて還付を受けることはできません。

■ 今回の通知に基づく還付額の計算式

$$\text{【増値税還付額】} = \text{申請の前月末の【未控除仕入税額】} \times \text{【還付比率】} (\text{※2})$$

(※2) 還付比率は、一定の期間中の増値税申告において行われた実際の仕入税額控除額に占める増値税専用発票、輸入増値税納税証明、源泉徴収増値税納税証明に基づく仕入税額控除額の割合に基づきます。

3. コメント

“未控除仕入税額”は、いわば前払で納税された増値税ということができ、“未控除仕入税額”の金額が大きくなればなるほど、会社の資金繰りに影響を及ぼすのが一般的です。特に、売上の大部分が国外への輸出取引である輸出企業や、大規模な設備投資が必要とされる企業の立上当初の時期などにおいては、“未控除仕入税額”の金額が増加し、資金繰りへの影響が大きくなります。今回の通知では、2017年12月31日を基準日とし、かつ適用を受ける企業などの条件を限定した還付ではありますが、“未控除仕入税額”の還付を認めることにより一次的な資金繰りの改善を促す効果があるものと考えられます。また、今回の規定の運用の結果によっては、将来的には“未控除仕入税額”の還付が増値税の制度として一般企業にも適用され、かつ恒久的な制度とされる可能性があるものと考えられます。

(執筆者連絡先)

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成

住所: 上海市長寧区延安西路1600号 禾森商務中心303室

電話番号: +86-21-5237-6737

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>